

■「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」 国交省が契約関係の適正化に向け策定

国土交通省は発注者と元請企業との契約関係の適正化が促進されるよう、契約当事者である受発注者がどのような対応を取るべきか、また、どのような行為が不適切であるかを明示した「発注者・受注者における建設業法令遵守ガイドライン」を策定し、8月29日に発表した。

発注者と受注者との間の契約は、建設生産システムのスタートとして位置づけられるものであり、その適正化を図ることは、建設業の健全な発達のみならず、適正な施工の確保を通じて発注者等の利益を図る上でも必要なもの、ここでは目次項目を紹介する。

《目次》

はじめに

1. 見積条件の提示（建設業法第20条3項）
2. 書面による契約締結
 - 2-1 当初契約
（建設業法第19条第1項、第19条の3）
 - 2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約
（建設業法第19条第2項、第19条の3）
 - 2-3 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
3. 不当に低い発注金額
（建設業法第19条の3）
4. 指値発注（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第3項）
5. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）
6. やり直し工事
（建設業法第19条第2項、第19条の3）
7. 支払（建設業法第24条の5）
8. 関係法令
 - 8-1 独占禁止法との関係について 27
 - 8-2 社会保険・労働保険について

関連条文

《目次》

- 「建設業法」（抄）
- 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（抄）
- 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（抄）「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（抄）
- 「公共工事標準請負契約約款」
- 「民間工事標準請負契約約款（甲）」

注意）本書を無断で転載することを禁じます。